

海老名市部活動方針

海老名市教育委員会は、海老名市立中学校において学校教育活動の一環として行われる部活動の方針を次のとおり定める。

本方針は、平成 30 年度 4 月 1 日より実施するものとする。

平成 30 年 1 月 19 日
海老名市教育委員会

□ 部活動のねらいについて

教育課程外であるとはいえ、海老名市の教育活動の一環である中学校部活動における生徒への影響力は大変大きく、教育効果は計り知れないものがある。

しかし、そのねらいについては国のガイドラインに示されてはいるものの、学校または部活動ごとに設定してきた状況がある。

今回、部活動方針を策定するにあたって、市として部活動のねらいをしっかりと持つことが重要であると考え、次のように定める。

【海老名市中学校部活動のねらい】

部活動は、生徒ひとりひとりの自主的、自発的な参加により教育課程によらないスポーツ・文化・科学等の教育活動として、次のねらいを達成するために行うものである。

◇自分の目標や課題に向かって粘り強く努力し、それを克服して達成感や成就感を味わう中で、自主的に自分自身を高めよりよくしようとする力を育てる。

◇同じ目標に向かって、仲間とともにお互いに競い、励まし、支えあって活動する中で、つながりを広げ、絆を深めることの喜びを味わい、多くの人と進んでかかわり自分を発揮する力を育てる。

◇生涯にわたって、心と体の健康に関心を持ち、主体的にさまざまな活動に取り組み、自分や自分たちの生活をより楽しく豊かなものにしようとする力を育てる。

□ 活動日数と活動時間について (令和2年3月一部改正 同年4月施行)

海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。

したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。

【活動規定】

- (1) 週1日以上休養日を設定する。
- (2) 始業前の朝の活動は、週4日以内とする。
- (3) 夏季休業中は、3日以上連続休業日を設定する。
- (4) 土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上休養時間を設定する。
- (5) 長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上休養時間を設定する。

(1) についての例外

夏季県大会につながる期間中については、規定外の活動ができる。

(4)(5) についての例外

大会・コンクールなどの連日開催や地域活動への参加、それに向けての準備や練習など、中学校長の共通理解のもと必要と認められる場合については、規定外の活動ができる。

【管理方法】

◇学校長は次の手順により、活動を管理する。

- (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。
- (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。
- (3) 学校長は、活動計画書を取りまとめ市教委に報告する。
- (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。
- (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。

□ 外部指導者の活用について

顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、部活動における技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となっていくことが効果的である場合も考えられる。

また、今後の生徒数減少に伴う教員数の減少、教員の負担軽減の視点から考えても、部活動の運営を教員のみで課することは難しく、外部指導者の最も効果的な活用方法を市として整備することは急務である。

そこで、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に定める部活動指導員の制度を導入し、時代に即した教育活動の一環としての部活動運営を目指す。

さらに、これまでの部活動外部指導者はその名称を部活動支援員として派遣を継続するとともに、より一層効果的な活用を図るためにいくつかの活動可能な条件を追加する。

【部活動指導員】

◇学校の教育計画に基づき、部活動において校長の監督を受け、

○実技指導

○保護者等への連絡

○安全・障害予防の指導

○年間・月間計画作成

○学校外での活動の引率

○生徒指導の対応

○用具・施設の点検管理

○事故発生時の現場対応

○部活動の管理運営

などに従事する。

◇単独で顧問を持つことができる。ただし、その場合は校内に当該部活動の担当教諭を置くこととする。

◇市教委が規則等を定めて任用し、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委及び学校による「事前研修」「定期的な研修」を受講する。

【部活動支援員】

◇原則として顧問とともに活動し、部活動における技術的な支援を行う。

◇学校長が認めた者、認めた場合に限り、学校内での単独指導及び学校外での活動・練習試合等の引率指導を行うことができる。

◇市教委が名簿への登録を行い、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委が行う「事前説明会」に参加する。

※学校教育法施行規則第 78 条の 2

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

□ 医療との連携について

運動部活動においては、一般的なケガや故障を防ぐことだけでなく、成長期のさまざまな障害を予防することと、発生してしまった障害をきちんとコントロールして治療し、後に障害を残さないようにする必要がある。

そのためには、顧問が正確な知識を持つことが必要となるが、それだけでなく、生徒自らが知識を持ち、練習内容をコントロールしたり身体のケアを行ったりできるようにすることが重要となる。

よって、次のように運動部活動と医療の連携を図り、調整等にかかる事務は市教委が行うこととする。

【整形外科医師の学校訪問】

- ◇整形外科医師がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の身体の仕組みやケガの対応と防止等について講演を行う。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

【スポーツトレーナー等の学校訪問】

- ◇スポーツトレーナー等がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の特性にあわせた効果的なトレーニング方法や、ケガを防止するための方法を指導する。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

□ 保護者の部活動支援について

部活動のねらいを達成するためには、その適切な運営についての保護者の理解と支援が必要であり、海老名市の部活動方針を理解することはもちろんのこと、所属する部活動の運営方針や練習体制を理解し、生徒と顧問を支援することが重要となる。

そのためには、海老名市部活動方針の保護者への十分な周知が不可欠であると考えます。

なお、保護者の具体的な支援方法については、経済的負担や生徒の送迎などいくつかの課題があり、今後も検討を継続する必要がある。

【保護者への呼びかけについて】

- ◇市教委として、部活動方針周知のためのリーフレットを作成し、その際部活動支援について呼びかける文章を入れる。